

生徒・保護者向け 事務だより

Find a little happiness.

Vol. 1



R6年5月21日 にのみや学園 二宮西中学校事務室 発

新年度のご挨拶・就学援助お知らせ

ご挨拶が遅くなりました。普段は事務室・職員室でお仕事をしていることが多い「学校事務職員」の菅野理恵と申します。西中生の皆さん・保護者の皆様に向けて、学校事務職員の仕事を紹介したり、学校事務職員という立場からご家庭に必要な情報をお伝えしたりするため、不定期ではありますが、事務だよりを発行いたします。教室とはまた違う窓から見える景色をお届けするよう努めてまいりますので、ご家庭での話の種になれば幸いです。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

さて、タイトルの「Find a little happiness.」ですが、これは「小さな幸せを見つけよう！」という意味で、私の「人生観」でもあります。皆さんは、何気なく続く毎日を“当たり前”と思いながら過ごしていませんか？ 間近に迫った体育祭や修学旅行など、大きなイベントは心躍る“特別”なものです。しかし、“非日常だけが特別”ということは決してありません。特別は日常の気づきの中から生まれるものです。 当たり前をどう面白くするのか、同じ1日をつまらなくするのも、

かがや 輝かせるのも、私たちの気持ちとアイデア次第！ 私は、何気ない日常を宝探しの場と捉え、嬉しかったこと・□□の良いところ = 「小さな幸せ」を探しながら過ごしています。西中生の皆さんにも、この二宮西中学校の学校生活の中で、沢山の幸せを見つけたいという願いをこめ、事務だよりのタイトルを決めました。今年も沢山の幸せエピソードが聞こえてきますように☆彡



令和6年度就学援助制度のお知らせ

町立小・中学校または県立中等教育学校前期課程に在籍し、経済的な援助を必要としているご家庭に、学用品費など、就学に必要な費用の一部を援助する制度があるのをご存じですか？それが、二宮町教育委員会が設けている「就学援助制度」です。1つ前の学年(1年生は小学校)でご案内があったかと思いますが、今一度、簡単にご紹介させていただきます。これまで就学援助制度を受けられていたご家庭も、年度ごとに申請が必要です。3年生の修学旅行費用補助につきましては、修学旅行出発前(6月6日)までの認定が対象となりますので、ご注意ください。手続き方法等をお読みいただき、申請がお済でない場合は、早めの手続きをお願いいたします。



誰が対象になるの？

⇒次のA~C、いずれかの認定基準を満たす方

A 前年度または今年度において、次のいずれかに当てはまる方

- ・生活保護が停止または廃止になった
- ・町民税、固定資産税、個人事業税いずれかの減免または町民税所得割分非課税の扱いを受けた
- ・国民健康保険税または国民年金保険料の減免を受けた
- ・児童扶養手当の支給を受けた
- ・二宮町社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を受けた

B 所得が町の審査基準以内の方

C その他(保護者の死亡、災害にあった等により所得が著しく減少した方)



どうやって申請するの？

⇒申請用紙は学校・教育委員会・二宮町ホームページにあります。

⇒①本人確認書類(運転免許証・保険証等)、②振込口座が確認できる書類、③添付書類(※)を持って(町民センター隣)「二宮町教育委員会 教育総務課」窓口をお訪ねください。

※添付書類とは、令和5年度(令和6年度)非課税証明書、児童扶養手当証書の写し、令和5年分の源泉徴収票または年間所得が確認できる書類などであり、所得確認には世帯全員の年間収入を提出する必要があります。

【ちょこっと自己紹介】

- 山梨県甲府市出身
 - 学生時代、小学校で4年間の教育ボランティア(社会科の教員免許を持っています。)
 - 趣味は、旅行と食べ歩き
 - 好きなキャラクターは、「ちいかわ」のラッコさん
- ♡何と言ってもアイドルが原動力♡
Hey!Say!JUMP・なにわ男子・Aぇ!groupを中心に応援しています!

